

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」関連資料

【審議事項】

- ① 規制所管省庁の調査計画案 1

【参考資料】

- ② 評価対象となる規制の特例措置の概要 2
- ③ 評価対象となる規制の特例措置の別表 3
- ④ 評価対象となる規制の特例措置のマニュアル 4
- ⑤ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 6
- ⑥ 平成20年度の評価意見 21

①規制所管省庁における調査計画案

平成21年度調査票(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	厚生労働省
2. 特定事業の番号	920
3. 特定事業名	公立保育所における給食の外部搬入の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

4-1. 調査(その1) ※複数の調査を行う場合は、4-2以降同様の様式によること。

① 調査内容	<p>○ 厚生労働省においては、調査については、本年(平成21年)の夏を目途に、調査結果を比較できるように、前年度の調査事項を踏まえつつも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた弊害の発生仕方の違いがあるか ・ 弊害を最小限にするための個々の具体的な取組の有無とその具体的な取組の内容 ・ 保育所における給食の提供体制の向上のための必要な対応策を把握するように努める。 <p>○ 発達段階に応じた給食の提供、体調不良児への対応などの外部搬入に係る課題に対応している保育所、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所などを幅広く取り上げ、本年の夏を目途に、共通する課題、外部搬入のみで対応すべき課題、弊害を最小限にするための具体的な取組(マニュアル化の有無など)について現地調査を行い、当該保育所での取組が一般化できるかどうか、また、一般化に当たって必要な方策などを検討する。 なお、これらの調査においては、都市部をはじめとした地域における実情を踏まえたものとする。</p> <p>○ 上記の調査及び現地調査の結果などを踏まえて、本年の秋以降、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等につき検討する。</p>
② 調査方法	<p>【アンケート調査:7月下旬~8月下旬】 発達段階に応じた給食の提供、体調不良児への対応など、平成20年度の評価において論点となっている事項について、3歳未満と3歳以上に分けて調査を行うなど、より詳細な調査を実施する。 これに伴い、論点となった事項への調査項目の集約・整理等を行い、市町村等の回答者の負担の増を避けることとする。</p> <p>【現地調査:8月中旬~9月上旬】 外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所や自園調理によりこれらの課題に対応する保育所等を幅広く選定し、外部搬入・自園調理に共通する課題、外部搬入のみにおいて対応すべき課題、実際に弊害の除去又は軽減がなされているか、また、特段の弊害がない場合、当該保育所の特殊事情によるものか等について、現地調査を行う。 その際に、マニュアルや作業手順などの標準化の有無や、職員体制の工夫などのノウハウの把握を行い、他の保育所等への情報提供等の観点もあわせ調査等を行うとともに、当該ノウハウを一般化するに当たって必要な方策の検討を行う。</p> <p>【給食に係る専門家等のヒアリング:9月】 ○ アンケート調査や現地調査の結果を踏まえつつ、すべての子どもの健全な育ちの支援という観点から、給食のあり方についてどうあるべきか、専門的な見地からの見解、意見等をヒアリングする。</p>
③ 調査対象	<p>【アンケート調査:7月下旬~8月下旬】 平成18年度、19年度に認定された17市町村について、①市町村の保育担当者、②保育所の長、③外部搬入事業者、④保育士について調査する。</p> <p>【現地調査】 外部搬入であっても、体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所、自園調理により対応している保育所等を幅広く選定する。</p>
④ 実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査:7月下旬~8月下旬 ○ 現地調査:8月中旬~9月上旬 ○ 給食に係る専門家等のヒアリング:9月 ○ 調査、ヒアリング等を踏まえた検討:9月以降

②評価対象となる規制の特例措置の概要

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）

<原則>

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

<関係法令等>

児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営行うことが求められている。

構造改革特区を活用することにより

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする。

<主な要件>

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- 食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラム(児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの)に基づき食事を提供するように努めること。

認定計画数: 86件 (平成21年7月17日現在)

◎実際の取組事例



～綾町すこやか食育給食特区～

実施主体：宮崎県綾町

女性の就業機会の増加、核家族化の進展などを背景に保育ニーズは高まり、きめ細やかな保育、子育て支援が求められる一方、厳しい財政事情の中、人員や経費の削減も必要となっている。

このため、給食調理業務の効率化、安定化、経費削減を図ることで、更なる子育て支援サービス等の充実を目指す。

さらに、「地産地消の食育」を柱とした総合的な食育や農業振興など地域活性化の面においても大きな効果を期待している。

③評価対象となる規制の特例措置の別表

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、給食の外部搬入を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 2. 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること 3. 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること 4. 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

④評価対象となる規制の特例措置のマニュアル

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

②「調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の

業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を指しています。

⑤「食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、発出予定の食育に関する通知や、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するよう努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑤規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
1	北海道	登別市	安全で安心な給食特区	登別市の全域	近年、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、朝食を食べない等、不適切な食事による子どもの心身への影響が懸念されている。規則正しい生活リズムの確立、バランスのとれた食生活、望ましい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。給食センターから保育所に給食を提供することで子どもたちの健やかな成長を促すことができる。また、地場の食材を使用することで、安全で安心できる給食を提供できる。さらに食材の一括購入などにより経費を削減し、保育所の効率運営を図る。	920
2	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地産産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920
3	北海道	上湧別町、湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡上湧別町及び湧別町の全域	上湧別町・湧別町では、子育て支援と食育を重要な施策に位置づけており、町営の学校給食センターでは当地域の新鮮で豊富な農産物及び魚介類を使用した給食を提供している。 一方、共働き家庭の子育て支援として両町内の保育所への期待も大変大きい。合計4カ所の保育所でそれぞれ調理し食事を提供することは、調理や食材を購入する上で非常に不経済な状況となっている。 このため、公立保育所における給食の外部搬入方式を実施することで、町内の学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した食事が提供できるとともに、望ましい食習慣の定着を図ることができる。また、給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営ができる。	920
4	北海道	豊頃町	豊頃町みんなで楽しい給食特区	北海道中川郡豊頃町の全域	豊頃町立認可保育所の2施設では、現在保育所での単独調理を実施しているが、学校給食センターから給食を外部搬入することにより、保育所運営の効率化と多様化する保育ニーズへの対応を図る。また、今後ますます共働きの世帯が増加することが予想され、女性が就業を継続する上で出産、育児は大きな問題となっていることから、子育て支援を実施し、安心して子育てできる環境整備を目指すとともに、「食育」の推進等による児童福祉の向上、購入食材の検討による地場産品の消費拡大を図る。	920
5	宮城県	大崎市	たじり子育てスマイル特区	大崎市の区域の一部(旧田尻町)	少子化の進行により、「子育て支援活動計画(子育て・あんしんプラン)」を策定し、安心して子どもを産み育てることができる町づくりを進めている。そこで、平成17年4月開所予定の保育所・幼稚園の合築施設「子育て支援総合施設」における合同活動については、特区認定を受けているが、さらに保育室の共用化を図り、本当の意味での幼保一元化を図る。さらに、食教育を推進することを念頭に、現在幼稚園には搬送している地元食材を使った学校給食センターからの給食を4・5歳児の保育所入所児にも提供する。	920 807 914 916

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
6	山形県	鶴岡市	地産地消で育つ元気な子どもの楽しい給食特区	鶴岡市の区域の一部(旧藤島町)	平成15年度まで各地区にあった4つの集団型児童館を統合し、新しく3歳以上児の保育園として平成16年4月に新設開園した公立保育園の給食について、公設の「藤島町ふれあい食センター」からの搬入方式に変更する。当センターは、町が推進している「安全安心な有機農産物」を食材とした給食作りを行っており、現在学校給食だけでなく、障害更正施設及び私立幼稚園にも給食を提供している。給食の外部搬入により、公立保育園の運営の合理化と地産地消による地場産農産物の消費拡大を図る。	920
7	山形県	金山町	保育所・学校での一貫食育を通じた金山人づくり特区	山形県最上郡金山町の全域	当町では現在公立の保育所で独自調理による給食、公立の小中学校5校の給食は共同調理場で調理して学校に運搬するという方法をとっているが、給食に関しては町の方針である幼児期からの一貫教育に必ずしもそぐわない面もある。こうしたことから、保育所の給食を共同調理場で調理して搬入することにより、同一メニューによる栄養と健康また食材の生産などについて一貫した教育を目指すとともに、園児・児童生徒の保護者などが生産する地場産物の地場消費(地産地消)を進めつつ基幹産業である農業の活性化につなげる。	920
8	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	最上町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実に向け、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進する。	920
9	山形県	高島町	高島町なかよし給食特区	山形県東置賜郡高島町の全域	高島町の公立保育所の給食の食材は、少量の注文が可能で地元業者から調達しているが、公立保育所3園のうち、定員割れとなっている二井宿保育園については、地元業者の廃業により、給食業務の運営上支障が生じている。少量であるため遠方の業者からの食材の調達が困難であることから、近接する小学校からの給食の搬入を検討したが、課題が多く実現には至らなかった。そこで、設備等余力のある他の公立保育所で調理した給食を搬入することで解決を図る。	920
10	福島県	会津美里町	会津美里町ニッキーズ食育特区	福島県大沼郡会津美里町の全域	少子化の進行や保護者の就労形態が多様化する中で、会津美里町では就学前の幼児についての一体的な教育・保育を目指している。そこで、平成19年4月から町内新鶴地域の幼稚園及び保育所で教育と保育における食育教育を推進し、学校給食センターから幼稚園に搬送している地域食材を使った給食を共に食するため、3～5歳児の保育所入所児に対する学校給食の供給を実施する。	920
11	茨城県	常陸太田市	常陸太田市金砂郷幼保一体的運営特区	常陸太田市の区域の一部(旧茨城県久慈郡金砂郷町)	本町においては、昭和50年代以降出生数が減少を続け、平成15年では、就学前児童数は人口の4.3%と少子化が進み、幼児の社会性を育むうえで問題が生ずる状況である。そのため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき「こどもセンター」(合築施設)を建設し、施設の共用など幼保の交流を図っている。さらに幼稚園児、保育所児の合同活動など少子化に対応した保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養していくものである。	807 914 920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
12	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在7保育所(公立6、私立1)定員600名で保育サービスを提供している。本町においても核家族化が進行しており、就業する女性の増加などを背景に、子育てへの支援や保育所に対する期待は大きくなっている。 公立保育所の半数以上が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取り組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920
13	群馬県	六合村	くにっこニコニコ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合築施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い満足に行く保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるようにし合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920
14	群馬県	明和町	子供たちを地元産食材で育てる特区	群馬県邑楽郡明和町の全域	当町では平成12年に保育園と幼稚園を一体化した合築園舎を建設し、多様化するニーズに対応出来る子育て環境づくりを進めているが、建物と一緒に給食については、幼稚園(3歳以上)が学校給食センターから完全給食搬入、一方保育園は園内調理室で副食のみの給食を行っていたところ、今般、保育園の3歳以上児についても学校給食センターから完全給食の搬入を行うことにより、親の負担軽減、食材の一括購入による経費節減、職員の適性管理による効率的な運営を図る。更に給食センターでは地元産野菜の購入を行い、地産地消の更なる推進を目指す。	920
15	千葉県	勝浦市	安全で安心な給食特区	勝浦市の全域	勝浦市においても、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、子供達の食生活や栄養バランスに問題のある家庭が増えており、望ましい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。新鮮で安全な地元産の食材の一元購入が可能であり、また、スタッフや調理設備等が整っている給食センターから公立保育所に給食を提供する外部搬入方式を実施することで、子供達の食生活を改善し、地産地消の食育を推進することができる。また、食材の一元購入、人件費の節減、調理業務効率の向上などを通じて経費の節減が図られ、これによって得られた財源により、保育サービスの充実が実現できる。	920
16	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所(みつば保育園、つぐみの森保育園)が2箇所あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育・一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後もきめ細かな保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房(電磁調理設備)が導入され、調理環境のすぐれたみつば保育園で給食を調理・搬出し、つぐみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920
17	東京都	神津島村	神津島村子供たちの安全安心子育て特区	東京都神津島村の全域	本村は、自然に恵まれた離島であり、豊かな自然環境のもとで子供たちはのびのびと成長している。しかしながら、少子化の進行と核家族化に伴い、村内に共働きの世帯が増え、小学校就学前の保育に対するニーズ、親の子育て支援の場所としての保育所への期待が大きく膨らんでおり、村としてもこうした住民のニーズに応えることが重要と考えている。そのため、本計画により保育所での食事内容の充実と保育所、小学校、中学校での一貫した食育の推進を図るほか、食材の一括購入や調理部門の集約等による経費の軽減を図り、村立保育所の効率的かつ安定的な運営を目指す。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
18	新潟県	新発田市	しばたっ子食農給食特区	新発田市の全域	平成19年度に現在の西園幼稚園に西園保育園及びひまわり学園を合築し、幼稚園児と保育園児(4・5歳児)の合同保育の実施を計画している。当市の幼稚園及び小中学校では共同調理場で調理した給食を実施し、幼児期からの一貫した食育を推進している。そこで、西園幼稚園と合同保育を行う西園保育園の4・5歳児の給食においても、同じ共同調理場から搬入し同一メニューとすることで、幼・保の壁を超えた一貫した保育を実施するとともに、共同調理場で地元産農産物の食材を取り入れることで、幼児期からの一貫した食農教育の推進を目指す。	920
19	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。 その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。 また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920
20	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。現在、給食の食材については、それぞれの保育所が少量注文を受け付ける業者から仕入れているが、安定的な発注ができないため、コスト削減を行いにくく、また、地元農産物の利用を進めにくい状況にある。 そこで調理余力のある三国学校給食センターから三国町自治区内の7保育所に給食の外部搬入を行うことで、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するとともに、保育所のより一層の効率的運営に努める。	920
21	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費節減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920
22	山梨県	富士吉田市	健やかな成長を応援する給食特区	富士吉田市の全域	富士吉田市では給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、公立保育所における経営の合理化を図る。また、節減された経費を財源として、多様化する保育ニーズに充てることにより、子育て支援事業、親子のふれあいや交流の場づくり等の充実を図る。給食センターにおいては地場産の食材を使用するなど、地産地消に取り組んでおり、給食の内容の充実はもちろん、保・小中学校との連携の強化など一貫した認識のもと食育の推進が可能となる。	920
23	山梨県	南アルプス市	より安全で安心できる給食特区	南アルプス市の全域	南アルプス市は、平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、櫛形町、若草町、甲西町の4町2村が合併して、現在の南アルプス市となっており、それぞれの町村の特性を生かしながら新しい都市づくりを進めている。 本事業を実施することにより、公立保育所において、児童の健やかな心身の発達を促し、より安全で安心できる保育所給食を通じて家庭や社会の中で児童一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むことを目標とし、地域の特性を生かしながら、高齢者をはじめとする地域住民との交流にも積極的に取り組む。また、働く親が安心して子育てができるように延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育などの更なる充実を図る。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
24	長野県	長和町	生き生き長和っ子給食特区	長野県小県郡長和町の全域	長和町では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、子育て支援や保育所に対する期待が高まっている。町内には3つの保育園があるが、よりきめ細かい対応をするため、子ども達の発達段階に応じたバランスのとれた給食の促進を行うため、給食の外部搬入を導入する。これにより、食材の一括仕入れを行い、地産地消を推進し、地域の活性化を進める。	920
25	岐阜県	瑞浪市	幼児教保育特区	瑞浪市の全域	市立幼稚園3施設及び市立保育所7施設のそれぞれにおいて一部保育室を共有化し、当該地区内の保育所又は幼稚園の分園とし、幼稚園児及び保育所児の合同活動を実施する。また、当該特区計画を実施していくにあたって、幼稚園施設内の保育所分園の保育所児に対して、市立給食センターから配膳を行う。これらにより、住民のニーズに合った平等な保育サービスの提供を図る。	807 914 920 823 921 831
26	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、地産地消や食農教育の推進をはじめ、小中学校との交流事業を展開している。現在幼稚園や小学校が活用している学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、市内の14の公立保育所では定員規模が異なるため、単独の給食に地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図る。これにより、子どもたちの健やかな成長を育む。	920
27	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯が増加している今日、保護者からの子育て支援や保育所に対する多様化したニーズに対応すべく、安心して子育てができる環境づくりを推進している。その一つとして、市立保育所の給食を学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、市内のすべての子供達が豊かな食体験を積み重ね、乳幼児期からの健全な食生活習慣が身に付くような環境づくりとして「食育」の充実を図る。また、安心・安全な食材の一元購入等による経費節減や、地域農産物をできる限り活用するなど地産地消の推進にもつなげていく。	920
28	岐阜県	海津市	海津市幼保連携的給食特区	海津市の全域	海津市では、少子化による児童数の減少を受け、将来的な幼保一元化・一体化を検討しており、これとあわせて来年度に竣工される給食センター(市内1箇所)から給食を提供することで経費を節減し、延長保育、一時保育、地域子育て等の拡充など他の保育サービスの充実を図ることとしている。 また、食育の推進とあわせ、地域の食材を使用した給食を提供するなど、「海津健康づくりプラン」の実現を目指す。	920
29	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼児園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼児園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を活用し、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満満食、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組むことにより心豊かな環境づくりを推進する。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
30	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消による安心・安全な給食を提供することにより、保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920
31	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきている。 このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図る事ができる。 また、本特例事業を実施することにより、経常経費の節減が図られるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920
32	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920
33	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、近年、交通の利便性、アパート等住宅の増により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要が高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育所運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育所における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920
34	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地場産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920
35	静岡県	伊豆市	伊豆市人あつたか・子供いきいき給食特区	伊豆市の全域	伊豆市は、平成16年に4町が合併して誕生した市で、市内に8公立保育所・2私立保育所・5公立幼稚園を有する。しかし、少子高齢化の急激な進行により保育所への入所児童が減少し、保育所の再編、幼保一元化が検討されている中、多様なニーズに対応するには、効率的な施設整備、人員配置が必要となってくる。 このため、市立保育所の給食を施設に余裕のある市内の学校給食センターで一元調理、集中管理することにより、経費の節減を図り、保育所、幼稚園、小学校、中学校までの一環した食育の実施を可能とする。また、伊豆市で生産された食材を積極的に使用し、地産地消、食育の推進を図る。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
36	愛知県	豊田市	健やかな子どもの成長を育む給食特区	豊田市の全域	<p>豊田市では、公立保育所において給食の外部搬入を進めることで、保育所経営の合理化を図り、効率的な施設運営及び経費節減により、他の保育サービスを充実し、子育て家庭の負担の軽減を図ることで、市全体の児童福祉を向上させる。</p> <p>外部搬入は、3～5歳児の給食を対象とし、0～2歳児の給食は引き続き自園調理を原則とする。なお、食物アレルギー児、体調不良児等への対応は各園に設置する調理室において実施する。</p> <p>なお、搬入元となる学校給食センター等では、地産地消に取り組んでおり、個々の保育所レベルの需要量では調達できない地域食材の給食での供与が可能である。</p>	920
37	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	<p>安城市では、増加する保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を重要な施策として取り組んでいるが、調理設備の老朽化と増加する保育需要により園内調理での対応が困難な状態にある。</p> <p>このため、市内の学校給食センターからの給食搬入を実施し、経費節減と増加する保育需要への対応を図るとともに、市の主要農産物である米、梨、イチジク等を活用した安全で安心な給食を供与し、地産地消を促進するものである。</p>	920
38	愛知県	蒲郡市	こころ豊かな「安心」給食特区	蒲郡市の全域	<p>蒲郡市内の公立保育所(17園)の大半は昭和40～50年代に建築されたため、著しく老朽化が進み、施設の統廃合と併せてその改築についても課題となっている。</p> <p>一方、市では、郷土への想いや地域を大切にすることを発達段階に応じて育む施策を推進しているところであり、市内の17公立保育所において、学校給食センターから給食を外部搬入することにより、季節の食材や地域の行事と結びついた献立を提供するなど幼児期からの一貫した食育の推進を図り、子どもがこころ豊かに育つ環境づくりを推進することとしている。</p> <p>また、食材の一括仕入れ、一括調理による調理コストの削減や公立保育所の運営の合理化とともに、安全・安心な地域食材を積極的に活用することで、地産地消による地元産品の消費の拡大を図る。</p>	920
39	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	<p>常滑市の公立保育所の建物は建築年が昭和41年から53年と古く、調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。</p> <p>このため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、地産地消を推進している市内2カ所の学校給食センターから給食外部搬入を実施することにより、調理員の人件費の節減、給食材料の一元購入、調理業務の効率化等による運営費の節減により公立保育所の経営合理化を推進するとともに、保育所における食育と地産地消に積極的に取り組み、心豊かな子どもが育つ環境づくりを進める。</p>	920
40	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	<p>稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。</p> <p>このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化を進める。</p>	920
41	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	<p>日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。</p> <p>このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを節減、その財源を充てることで保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供しプログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。</p>	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
42	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	<p>田原市においては、限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育園運営が求められている。このため保育園の統廃合に取り組み、5園を休園、1園を新設して保育園数を21園とした。</p> <p>一方、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚貝類などの食材に恵まれていることから、本計画では公立保育所における給食の外部搬入方式を活用し、身近な地域の人が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに地産地消の促進につなげる。また、限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。</p>	920
43	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	<p>清須市内の保育所においては、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育等多様化する保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。</p> <p>このため、公立保育園の給食を市内3カ所の学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。</p>	920
44	愛知県	北名古屋市	北名古屋いきいき給食特区	北名古屋市の全域	<p>北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。</p> <p>市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を見直し、公立保育所における給食を市内2カ所の給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。</p>	920
45	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	<p>東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。</p> <p>このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつなげる。</p>	920
46	愛知県	長久手町	長久手町よく遊び自然に親しむ給食特区	愛知県愛知郡長久手町の全域	<p>長久手町では、増加する保育需要と多様な要望に対応するため、子育て支援施設の充実が急務となっており、延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育を実施し、保育の充実に努めている。しかし、公立保育所6施設の内、3所が昭和49年～昭和53年と建築が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により所内調理の実施が困難な状況にある。</p> <p>このため、学校給食センターから公立保育所へ給食の外部搬入を実施し、発達段階に応じたバランスのとれた給食の提供を可能とすることで地域食材を取り入れた学校給食の取組みを保育所においても提供する。また、調理業務の効率的な運用と安心安全な給食の提供により、子育て支援の一翼を担う保育所の特別保育事業の充実を図る。</p>	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
47	愛知県	春日町	はるひ心暖か、にこにこ給食特区	愛知県西春日井郡春日町の全域	春日町では、少子高齢化の進行により保育所への入所児童が減少し、保育所の再編、幼保一元化が検討される中、多様な保育ニーズに対応するには、効率的な施設整備、人員配置が必要である。 このため、保育園給食を設備に余裕のある町内の学校給食センターで一括調理、集中管理をすることにより、経費の節減、学校給食との連携による給食内容の充実、地産地消、食育の更なる推進を図る。	920
48	愛知県	甚目寺町	元気でモリモリ健やか給食育特区	愛知県海部郡甚目寺町の全域	甚目寺町では、名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共稼ぎの子育て家庭である。そのため、保育園の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化しており、乳児保育、延長保育、一時保育等を実施している。 このような中、運営経費節減を図り子育て支援を強化するため、町内6園のすべての保育園が町内の学校給食センターを利用し、小中学校に提供するものと同じ安全安心な給食により元気な乳幼児を育てていくことを目指す。また、幼児より食育の実施に向けて一貫した推進を図る。	920
49	愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より質の高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発育・発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920
50	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町には定員規模が60人定員の比較的小規模の保育所が5園中3園あるため、自園調理方式による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。 このため、保育所の給食を町内の学校給食センターから供給し町立保育所の運営の合理化を図る。また、保育所・幼稚園、小・中学校の一貫した食育を推進し、児童の望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図る。具体的には、昔の給食や地場産物を活用した献立を実施し、子どもたちの地場産物への理解を一層深めることを目的に、阿久比町をはじめ、知多半島の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920
51	愛知県	一色町	一色町心豊かな給食特区	愛知県幡豆郡一色町の全域	日本一の養殖ウナギの産地として、ブランド化を目指している一色町では、食の安全・安心はブランドイメージを確立するためにも重要な事であり、地産地消や食育についてこれまでも積極的に取り組んできた。 今回、公立小・中学校及び保育所の給食について、「一色町給食センター」からの給食搬入を実施し、地域の食材を一括購入するなど経費削減はもとより、乳幼児期からの発達段階に応じ連携した食育の実施や顔の見える生産者による地場産品の消費拡大など地産地消の一層の促進を目的とする。	920
52	愛知県	吉良町	吉良もりもり元気っずを育てる給食特区	愛知県幡豆郡吉良町の全域	吉良町では、全国で先駆け、県内でも有数の保育料軽減措置を実施しているところである。しかしながら、高まる保育ニーズに対応した保育所運営費に係る一般財源持ち出しが多額になり、厳しい財源状況の中、個々の保育所において調理業務を行うことは、非常に非効率な状況である。 このため新設した学校給食センターからの搬入を可能にし、保育所運営の合理化を進めながら、園児の発育・発達段階に応じた食事の提供をするため保育所専任の栄養士を配置し、栄養教諭と共に小中学校とタイアップした食育指導を行い、安心な地元食材による地産消費を進める。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
53	愛知県	幡豆町	はずっ子を育む楽しい給食特区	愛知県幡豆郡幡豆町の全域	<p>幡豆町は、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中、公立保育所を4園運営し、延長保育、一時保育等特別保育も実施しているが、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により園内調理での対応が困難な状況にある。</p> <p>このため、特区を活用し町内の学校給食センターからの外部搬入方式を行い、保育所の効率的な運用実施することで、各種の子育てサービスの充実を図る。また、子どもの成長と健康に重要な時期である幼児期から小中学校までの一貫した給食の充実を図ることで食育の推進に取り組み、さらには地元の食材を取入れ地産地消を進める。</p>	920
54	愛知県	三好町	三好町わくわくもり給食特区	愛知県西加茂郡三好町の全域	<p>三好町では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。</p> <p>今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し町内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取り組みを行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。</p>	920
55	愛知県	設楽町	食育したら給食特区	愛知県北設楽郡設楽町の全域	<p>設楽町では公立保育所を3箇所運営しているが、町の北部に位置する名倉地区は、本町の中でも農業振興地区として位置づけられ、水稲や夏野菜を中心とした食材が豊富である。</p> <p>このため当地区の名倉保育所において、特区制度を活用し隣接した名倉小学校との統一献立による「一貫給食」を実施し、一貫した「食育」の指導を推進するとともに、特色のある地元食材購入による地産地消をすすめる。</p>	920
56	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	<p>豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山村の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化と財政難であることから、保育所内での調理は、困難な状況にある。</p> <p>このため、保育所の給食を村内の学校給食の給食センターから外部搬入することで、保育所の運営の合理化を目指す。また、栄養面でもバランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小中学校まで、一貫した食育の推進を図る。</p>	920
57	三重県	亀山市	亀山市あんしんあなげん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	<p>亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。</p> <p>これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。</p>	920
58	三重県	いなべ市	藤原町幼保一体的運営特区	いなべ市の区域の一部(旧藤原町)	<p>特区認定により4・5歳児においては既に合同保育を実施し、適正な集団の中で極めてスムーズに就学前教育及び保育ができ、しかも顕著な効果が見られる。しかし給食については保育所児は保育所施設の給食、幼稚園児は学校給食センターの給食を食しており、メニューも異なるなど共に行動する中で唯一違和感が存在しています。このため4・5歳児の給食においては給食センターの給食を搬入することにより、給食の統一を図る。</p>	807 914 916 920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
59	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	志摩市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情に合った保育所・幼稚園のあり方を検討するため、平成19年度「保育所・幼稚園等あり方検討会」を発足し、幼保一体化施設に向けて協議が進んでいる。保育所給食を学校給食センターからの外部搬入方式にすることで、経費を節減できるとともに、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920
60	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	920
61	三重県	木曽岬町	木曽岬すくすく給食特区	三重県桑名郡木曽岬町の全域	町内の保育園児、幼稚園児が同一の給食を食することにより、共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み食を営む力の基礎を培う食育の充実を図る。幼児の数が減少するなかで、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくく、特に幼児期の人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちにとって集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切と考え、豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とすることを目的とする。	920
62	三重県	東員町	東員すこやか給食特区	三重県員弁郡東員町の全域	東員町では、多様化した保育ニーズに対応し一貫した幼児教育を実施するため、幼保合築園舎化を推進しており、現在では、町内5園中3園が合築園舎となり、残る2園についても今後整備していく方針である。しかし、同一施設内で、幼稚園児が学校給食センターの給食、保育園児が自園での給食を食べており、交流保育、合同保育を実施する上で不都合が生じている。このため3歳から5歳の保育園児については、直営する学校給食センターから統一的に給食の外部搬入を行うことで、同じ時間に、同じ給食を楽しく食べることが可能とし、保育所、幼稚園から小学校、中学校までの一貫食育を通じ、幼児教育の充実を図る。	920
63	京都府	久御山町	「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食特区	京都府久世郡久御山町の全域	久御山町では、幼保一体的運営に取り組んでおり、平成15年4月に1校区(東角校区)で幼稚園と保育所の5歳児の一体的運営を行い現在に至っている。平成18年4月からはさらに佐山校区でも同様に5歳児の一体的運営を佐山幼稚園(佐山保育所分園)において実施することとしており、施設も平成17年度に整備したところである。そこで、同一校区の5歳児が、給食を共にすることを可能とするため、東角小学校から給食の搬入を行い、効率的な保育所の運営と就学前児童の食育の充実を図る。	920
64	大阪府	熊取町	健やかくまっこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
65	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町には公立保育所が4園あるが、施設の半数が老朽化しており、自園調理を実施していくには、維持管理や食材の確保など、効率的な運営が困難な状況にある。公立保育所における給食の外部搬入方式の実施により、発育、発達段階に応じた栄養管理を行い、乳幼児期から一貫した食育の推進を図る。また、地産地消に取り組み、新鮮でより安心安全な給食を提供するとともに、地域農業の活性化を推進する。節減された経費を子育て支援サービス拡充の財源として、働く親のニーズに添った子育て支援サービスの提供に努める。	920
66	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは宝」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920
67	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	高野町は、少子高齢化が進んだ人口4千人余りの小さな町で、高野山を中心とした宗教の聖地でもある。保育所にかげられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し公立保育所に共同調理場から給食を外部搬入し、保育所運営の合理化を図るとともに、保育所、小、中学校の統一献立による「一貫給食」を実施するとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、地元産食材の購入による地産地消をすすめる。	920
68	和歌山県	広川町	広川 元気っこ・のびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・一時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導等を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920
69	和歌山県	すさみ町	心豊かな子供を育てる給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所にかげられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は2園の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達が非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一元購入を促進してコスト節減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920

認定特区一覧(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
70	鳥取県	智頭町	はぐくみ給食再生特区	鳥取県八頭郡智頭町の全域	鳥取県智頭町では、女性の就業率が高いことから保育ニーズが多様化しており、地域子育てセンターやファミリーサポートセンターなどを設立してきた。また、町立保育所4園を運営しているが、厳しい財政状況の中でそれぞれの保育所で調理業務を行うことは保育所の運営上、非効率な側面が出てきている。このため、園児の発育、発達段階の段階に応じた食事の提供に配慮しながら給食の外部搬入を行い、保育園の運営合理化を図る。なお、給食の集中調理には、平成16年12月に完成した学校給食協同調理場を活用し、各保育園に配送するものとする。	920
71	鳥取県	湯梨浜町	保育の充実による若者支援特区	鳥取県 東伯郡湯梨浜町の全域	少子化が進行している現在、本町においては県下でも有数の安い保育料を設定して子育て支援を実施している。しかし、高まる保育ニーズに対して臨時保育士の応募がなく苦慮しており、一方で、保育所運営費に係る一般財源の持ち出しも多額となり、コスト削減が急務となっている。これらの課題に対処するため、臨時保育士の任用期間を延長するとともに、給食の外部搬入方式を導入してコスト削減を図り、若者の子育て支援と定住化による活力あるまちづくりを推進します。	409 920
72	島根県	松江市	宍道子じみグローアップ特区	松江市の区域の一部(宍道町及び八雲町)	隣接する幼稚園・保育所2園において、地域のニーズに応じ0歳児～5歳児の一貫した乳幼児保育・教育を実施したい。このため、「幼稚園における幼稚園児及び保育所等の合同活動」、「幼稚園と保育所の保育室の共用化」、「公立保育所における給食の外部搬入」を行っていく。また、一貫した教育を実施することにより「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」を行い、幼保一元化により一貫した教育・保育を実施することにより、幼稚園・保育所を分けず大きな集団の中での交流から、共に育ちの支えをすることにより乳幼児教育・保育を推進する。	920 807 823 921 806
73	島根県	雲南市	雲南市子育てわんぱく特区	雲南市の区域の一部(旧島根県大原郡加茂町)	平成17年4月に幼保一体化施設を開園する予定であるが、この施設では、幼稚園児が降園するまでの時間について、「幼保合同の教育・保育活動」を実施する。その合同活動の実施に伴い、「幼稚園と保育所の保育室の共用化」を図る。また、合同活動を行う保育所籍の4・5歳児に対して、「公立保育所における給食の外部搬入」を行う。こうした幼保一元化により、心身の発達に合わせた一貫した養育方針に基づき、未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、異年齢の関わりの中で共に育ち合う環境・体制の確立を目指す。	807 914 823 921 920
74	岡山県	井原市	元気井原給食特区	井原市の全域	幼稚園・保育所及び地域の集会所が老朽化したため、平成18年度に西江原幼稚園・甲南保育園・集会所の3施設を合築し、平成19年度から幼・保一体化を計画している。また、地域集会所を併設することにより、園児と地域との交流を一層促進する方針である。西江原幼稚園と甲南保育園では、4・5歳児を合同保育とし、市直営の学校給食センターより搬入する同一メニューの給食を供給することで、幼児期から小中学校まで一貫した食育の推進を図るとともに、保育サービスを充実する。	920

認定特区一覽(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
75	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	高梁市は平成16年10月1日に1市4町が合併し、まちづくりにおいても、また公立保育所の運営についてもそれぞれの特性を生かしながら全体の調整を行っている。川上保育園の給食施設の面積不足等から適正な給食の提供の維持が困難になってきている状況にあり、3歳以上児の給食を隣接する学校給食センターから外部搬入することにより、充実した給食の提供を行う。	920
76	岡山県	新見市	地産で安心、新見の楽しい給食特区	新見市の区域の一部(旧新見市)	平成14年度に開設した公立新見保育所は、現在190名の定員で運営しているが、なお待機児童の解消が必要な状況である。このため平成17年度に保育所の増築を計画しているが、今後の児童数の増減に柔軟な対応を図ること等の観点から「給食の外部導入方式の容認事業」により、市内小中学校と同様に「学校給食センター」からの搬入を可能とし、増築経費(調理室)及び一括調理による調理コストの削減、、安心な地元食材を利用した「地産地消」の促進等を図る。	920
77	岡山県	和気町	いきいき和気給食特区	岡山県和気郡和気町の全域	和気町では、幼児数の減少により、就学前教育の充実と小学校へのスムーズな移行を目的に、適正規模の集団生活を行い、心身の健全な育成を図るために幼・保一体化を目指している。そこで、本特例措置を活用し、佐伯保育所で行う調理業務のうち、3歳児～5歳児の給食については、和気町立学校給食調理場からの搬入方式とする。これにより幼児期からの小・中学生までの一貫した「食育」に取り組む、地元農産物を利用することにより地産地消を推進する。	920
78	広島県	呉市	すくすく・のびのび給食特区	呉市の区域の一部(倉橋町及び蒲刈町の全域)	本計画の申請主体である呉市では、子育ての環境整備を最重点課題の一つとしており、平成17年には子育て支援策を推進するための「子ども育成部」を新設した。少子化傾向の中での子育て支援の一環として、子育て機能の中心的な役割を担う保育所の合理的運営にも取り組んでおり、市内の倉橋町、蒲刈町において、学校給食共同調理場で調理した給食を保育所に搬入することで限られた財源の中で、より効率的で地域特性に応じた子育て支援策を展開し、子どもの健康と成長に直結する給食内容の充実を図ることで乳幼児期からの正しい食習慣の定着を促進し、子どもの成長に応じた栄養指導へとつなげ、児童の健全な育成を推進する。	920
79	広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	東広島市では、学校給食センターからの公立保育所への給食の外部搬入方式を実施することにより、公立保育所運営の合理化を進め、保育需要の拡大と多様化に対応し、公立保育所と学校給食センターや関係機関が連携して食育に取り組むことで、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努める。また、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行うことで、地産地消を促進する。	920
80	広島県	江田島市	江田島市にこにこ給食特区	江田島市の全域	江田島市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により保育所児童数が年々減少している。公立保育所において学校給食共同調理場からの外部搬入方式を実施することで、公立保育所の運営の合理化を図る。また、地産地消による安心安全な給食を提供することにより、保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が図られ、児童の健やかな成長が一層促進される。	920

認定特区一覽(920)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
81	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920
82	山口県	和木町	みんなそろって楽しい給食特区	山口県玖珂郡和木町の全域	女性の就業機会の増加、核家族化の進行を背景に保育ニーズは急速に高まってきており、保育所では待機児童や町外への委託保育も生じている状況である。このため、分園により幼稚園の空教室を利用し受入れ児童数を確保することで保育ニーズに対応すべく検討をすすめている。さらに、給食センターから搬入している幼稚園児の給食と同じ給食を提供することにより保育園児と幼稚園児の隔たりをなくすとともに効率的な保育所運営を目指す。	920
83	徳島県	阿南市	地産地消で安心・安全 阿南市給食特区	阿南市の区域の一部(旧那賀川町)	阿南市では、平成20年度を目標に3つの保育所と1つの幼稚園を統合した「平島こどもセンター」を開設予定であり、その前段階として、平成18年度に現在ある幼稚園を保育所分園として転用し、幼保一元化をスムーズに移行できるよう事務を進めている。そこで、保育所分園において、学校給食センターからの給食の搬入を可能とすることで、効率的な保育所運営を実現するとともに、乳幼児期から義務教育終了まで一貫した共通認識のもとでの食育の実施を可能とする。また、地産地消に呼応した食材の大量調達により、地元の基幹産業である第一次産業の活性化につなげる。	920
84	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.07平方キロ、人口17,460人(平成17年国政調査)と非常にコンパクトな行政運営を行っている。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施する。このことにより、児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成し、安全で質の高い給食を提供することが可能となる。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元食材の調達割合の向上やアレルギー対応食の提供を容易にする。	920
85	福岡県	粕屋町	みんなできくろく、かずや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	粕屋町において、4保育所で行っている調理業務のうち給食業務を町立仲原保育所併設の保育所給食センターからの外部搬入を実施する。専任の栄養士を1人配置して、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一の給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920
86	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸県郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使い、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配送する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等ができる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920

⑥平成20年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。
⑤	評価	その他(全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進め、平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置を全国展開することにより制度上の弊害が発生することが懸念されることから、これを除去するための適切な方策を検討する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・外部搬入を行っている保育所における児童の処遇は年々改善の傾向にあるものの、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの現場の認識が多かった。特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。 ・この状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このことから、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開については、引き続き検討が必要と考える。 とのことである。</p> <p>しかしながら、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となる、食育の推進や地産地消の拡大が図られるといった効果が発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。</p> <p>このことから、規制所管省庁においては、今回の調査結果等を踏まえつつ、平成21年度にはより具体的な調査を進めることとする。具体的には、外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所と、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所の関係者をはじめ、地方自治体や栄養・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、保育の質の確保及び資源の有効利用の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等の検討を行うことが適当である。この結果も踏まえ、平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得る。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—